

- ※ 家屋敷課税は、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号、栃木県税条例第19条第1項第2号並びに真岡市税条例第23条第1項第2号の規定に基づき、真岡市内に事務所、事業所又は家屋敷（別荘を含む）を有する個人で、真岡市に住所を有しない方（1月1日現在）を納税義務者として年間で市民税・県民税均等割4,700円（市民税3,000円、県民税1,700円）を賦課するものです。
- ※ 家屋敷とは、自己または家族の居住の用に供する目的で設けた自由に居住できる状態にある独立性のある住宅をいいます。貸し付け目的で所有している住宅は含まれません。
- ※ 自由に居住できる状態とは、電気・ガス・水道などのライフラインが現在開通しているかどうかではなく、居住の実質的な支配権を持っていることをいいます。